



荒井商事株式会社
アライオートオークション小山

アライAA小山 バン・トラックオークション

産業機械に関する規程

◆ アライオートオークション小山バン・トラックオークション(以下、アライAA小山と称します。)では、下記の表に記載する機械を産業機械として、運営をするものとします。

産業機械

車両系機械	・クレーン単体(車両積載型)⇒注)ミニクレーン・ヒアブタイプクレーン・クレーンジャッキ単体・船舶用クレーンは不可
	・タイヤチェンジャー・ホイールバルンサー・オイルチェンジャー
	・セニアカー・ゴルフカート・バギー・スポットクーラー

※アライAA小山に出品する産業機械は、産業機械専用出品票となります。

※産業機械専用出品票の出品店控に記載されている内容と一部異なる箇所がありますので、ご注意をお願いします。

※産業機械の出品につきましては、会場ごとに規定が異なりますので、事前に弊社ホームページ内、各会場の出品規程をご確認ください。

1.出品規程

アライAA小山に、産業機械を出品する場合の出品規程を下記内容といたします。

- アライAA小山では、産業機械に出品した出品物について、下記内容にて区分を致します。
 - 『機械』として区分するもの。
出品された品物自体で稼働(作動)することができるもの(タイヤチェンジャー等)。
 - 『物品』として区分するもの。
出品された品物自体では稼働(作動)することができないもの(クレーン単体)。
- 機械・物品を出品する際には、綿密に品質を確認するとともに仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。
- 出品する全ての機械・物品については、製造番号あるいは車体番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(製造時から番号の無いものは除く)。*製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。
- 機械・物品の製造番号または車体番号は、正規な番号のものであり改ざん等がないこと。

- 5 出品前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。
- 6 出品する機械・物品については、出品者が完全な所有権を有していること。
- 7 所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付の場合は、所定の手続きにて返納し、登録を抹消して出品すること。
- 8 出品する機械・物品については、輸送上転倒や油脂類が漏洩する等の危険性がある場合、予め予防策を施してから出品をすること。
- 9 セニアカー・ゴルフカート・バギーの出品については、車検証等の登録書類は無いものとします。

2. 出品不可とする場合

出品する産業機械が、下記内容に該当する場合は出品不可となる場合があります。また下記に記載が無い場合でも、アライAA小山の判断により出品ができない場合もあります。

- 1 アライAA小山が貸し出すフォークリフトを正規に使用して、安全に積み降しができない場合。
但し、自走にて積み降ろしをする場合は、この限りではないものとします。また積み降ろしや移動をする際に付いた傷等に関しては、アライAA小山は一切の責任を負いません。
- 2 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合、またはアライAA小山が危険と判断した場合。
- 3 出品する機械が、正常に作動しない、走行できない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合。
- 4 出品する機械・物品の主要部品に欠品があり正常な機能をなさない場合(カギ・バッテリー・燃料タンク等)。
- 5 出品する機械・物品の部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。但し、輸送都合で取り外しの必要性があるとアライAA小山が認めた場合はこの限りではないものとします。
- 6 機械に付属するアタッチメント等が作動不良のため、走行ができない場合。
- 7 梱包されており、中身の確認ができない場合。
- 8 製造番号、車体番号の確認が明確でないとアライAA小山が判断した場合。
- 9 盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中等による、正常な取引を行うことができない場合。
- 10 セット品として出品する場合(該当の機械に付属としてアタッチメントが有る場合は除く)。
- 11 バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合、またはアライAA小山が不十分と判断した場合。

3. 成約後の提出書類について

出品した産業機械を成約した出品者は、下記に記載する書類を、オークション開催日を含む8日以内にアライAA小山に提出しなければなりません。

- 1 アライAAで定める「誓約書兼販売証明書」。

※アライAAで定める「誓約書兼販売証明書」についてはアライAAのホームページ

(URL:<http://www.araiaa.jp/>)「情報・申請書ダウンロード」⇒「各種ダウンロード」から印刷できます。

- 2 出品者が、成約後に提出をしなければならない前項1項に記載の書類提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合は、オートオークション規約(トラック・バス)、第35条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ処理を行うものとします。またその際の代金決済に関しては、規約第十章(車両代金等の決

済)第41条(出品者に対する成約車両代金の支払)に基づいて処理を行うものとします。

- 3 「誓約書兼販売証明書」は、アライAAが定めた指定のものとし、原本を提出しなければなりません。また FAX等のコピー、訂正、誤字、空欄等がある場合は受付けを致しません。
- 4 「誓約書兼販売証明書」はアライAA小山が保管し、落札者には提出を致しません。

以上